

優先交渉権者選定基準に対する質問・意見への回答

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
		頁	章・別紙	節	細節 1	細節 2				
1	優先交渉権者選定基準	5	第 4	1				概要	質問 「事業提案書及びプレゼンテーション（質疑応答を含む。）を基に、審査及び評価を行い」とありますが、別表の評価の視点にはプレゼンテーションにかかわる部分の明記がありません。プレゼンテーションは評価の対象となるのでしょうか。	プレゼンテーションでは、提案内容に係る質疑応答等を行う予定であり、事業提案書と合わせて、提案内容を評価することとなります。
2	優先交渉権者選定基準	5	第 4	2	(1)			明確な表現について	質問 「特段の条件を設けず実施する施策については、一定の条件を満たす場合にのみ実施を予定する施策及び実施を保証しない施策よりも高く評価する」とありますが、具体的に教えて下さい。	特段の条件なく実施を保証する施策を高く評価することとなります。
3	優先交渉権者選定基準	6	第 4	2	(2)			その他留意事項	質問 参加者の名称（コンソーシアムの構成企業の名称）は事業提案書の正本のみに記載し、それ以外には記載しないとありますが、事業提案審査において、構成企業名が示される審査と示されない審査があるということでしょうか？もし構成企業名を示さない審査があるのなら、それはどのような審査でしょうか？また示さない理由は何でしょうか？	事業提案審査においては、公募の公平性を期すため、本審査参加者の名称を伏せたうえで審査を行う予定です。
4	優先交渉権者選定基準	6	第 4	3	(1)			体制及び技術等に関する評価	質問 提案項目ごとに採点者の得点の平均点を算出し～とありますが、採点者は公表されている大阪市PFI事業検討会議委員のみで、各委員の評価点を単に平均するということでしょうか。それとも事務局等も採点者に加わる予定があるのでしょうか。	大阪市 P F I 事業検討会議は、事業提案審査において応募者の提案内容を確認し（プレゼンテーションに参加）、優先交渉権者の選定について市に対し意見を述べることとなります。市は、同会議の意見を踏まえたうえで、優先交渉権者を選定します。
5	優先交渉権者選定基準	6	第 4	3	(1)			表 2 採点基準	意見 評価Dの要求水準等の充足は当然のことであり、これに配点の6割が無条件に付与されるのは、評価A～Cとの差別化を図る上で不合理と考えます。他提案との比較上、優れた提案が相対的により高い評価を受けられるよう、評価A～Dの配点ステップを見直していただけないでしょうか。	要求水準等を満たしている水準の中では、A から D の評価で 4 割の配点幅を設け、提案項目（小分類）ごとに採点者の得点平均点を算出し、平均点の合計を得点結果としますが、得点は小数点第 2 位までの数値で求めることとしているため、応募者の得点に相対的な差を設けることができるものと考えています。
6	優先交渉権者選定基準	7	第 4	3	(2)	ア		市が示す上限額に基づく評価	質問 「事業費及びベース単価のそれぞれの上限額を、いずれか一方でも上回る提案は失格とする。」と記載があるが、以下の場合は失格となるのでしょうか。 運営者側が提案する口径200mmの工事単価は上限額を下回っている。 運営者側が提案する口径200mm以外の一部の工事単価が、市が示した口径別原単位を基に算出した口径200mm以外の一部の工事単価を上回っている。 運営者側が提示する事業費は、市が示す事業費の上限額を下回っている。	ご質問の状況が、ご提案いただく口径別単価とベース単価上限との関係についてという前提でお答えしますと、 の状況の場合、 にありますとおり、事業費の上限額以下となっていれば、直ちに失格ということはありません。ただし、 の事業費に基づき算出した応募者のベース単価が、市の提示するベース単価上限を上回る場合は失格となります。
7	優先交渉権者選定基準	7	第 4	3	(2)	イ		ベース単価による評価	意見 価格点の評価配点と配点（ 0 ～ 1 6 点）金額差が適切な額とお考えでしょうか。金額比が大きすぎないでしょうか。	価格評価の配点に関しては、公募の条件としてご理解ください。
8	優先交渉権者選定基準	8	別表					提案項目における小項目の配点	質問 小項目（ア～オ）レベルでの配点につき、ご教示ください。	提案項目（小分類）の配点について、公表は予定しておりません。
9	優先交渉権者選定基準	8	別表					提案項目と評価の視点	質問 大、中までの配点は記載されておりますが、小項目での配点が記載されておりません。小項目での配点をご教示ください。	
10	優先交渉権者選定基準	8	別表					提案項目と評価の視点	質問 任意事業の提案に対する評価の視点が示されていませんが、任意事業はどの提案項目で評価、点数化されるのでしょうか。	募集要項No.15の回答をご確認ください。
11	優先交渉権者選定基準	8	別表	1	(2)	ア		S P C の体制、業務責任者の配置	質問 本事業を実施するSPCにおいては、各業務責任者を含む体制を構築し、要求水準書（案）で定める要件を満たすことが求められているという認識でよいでしょうか。	運営権者は、実施契約、要求水準書、募集要項等及び提案書類に従い、法令等を遵守し、本事業を自ら遂行することが求められます。
12	優先交渉権者選定基準	9	別表	1	(4)	ア		S P C の企業統治及び社会貢献	質問 「ア 内部統制体制の構築、地域との共生と情報公開、環境対策」とありますが、評価の対象となる「地域」は大阪市の理解でよろしいでしょうか。	基本的には、本事業の対象となる大阪市内となりますが、必ずしも市内に限定したものではありません。
13	優先交渉権者選定基準	9	別表	2	(1)			計画業務に対する考え方と計画・体制＜配水管更新計画＞	質問 配点は30点とありますが、そのうちア.配水管更新計画が別紙 3 により20点、イ.計画業務の執行体制とウ.路線選定手法で10点との理解でよろしいのでしょうか。 （別紙 3 の結果に係数が掛けられたりすることはないとの理解でよろしいでしょうか。）	ご理解のとおりです。
14	優先交渉権者選定基準	9	別表	2	(1)	ア		配水管更新計画	質問 別表 3 に示す断水リスク得点に関する配点20点については、別表「提案項目と配点の視点」の2-(1)-アに配点され、2-(1)-イ、ウに関する配点は合計で10点という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	優先交渉権者選定基準	11	別表	2	(3)	エ		施工業務に関する考え方と計画・体制	質問 ICTの導入に関する費用は、市が全額負担するという解釈で宜しいでしょうか。	運営権事業における施工監理のためのICTの導入、活用となりますので、運営権者による費用負担となります。
16	優先交渉権者選定基準	13	別紙 1		(1)			事業費の構成	質問 「市水道局の過去の収支実績や提案書記載の計画延長及び管理体制等に照らし、事業費における工事費と経費の区分や、当該工事費と経費に係る収支計画の数値が、合理的な理由なく著しく不適切に乖離している場合」とありますが、市が適切と考える工事費と経費の区分について、ご教示ください。	募集要項にありますとおり「一切の経費額」は、配水管更新工事費（市の会計における建設改良費）に基づき事業期間中に運営権者側で計上する無形固定資産の減価償却費相当額に計画業務等その他会社運営経費と事業報酬を加えたものとなります。詳細は、「募集要項第 4 - 3 - （ 1 ）」をご確認ください。 なお、「守秘義務対象資料（第一次）」の「投下経営資源分析」にて、市が実施した配水管更新工事に係る建設改良費及び人件費・物件費等経費の過去 4 年の実績を、また、資格審査の申込者にお示した「利用料金按分率計算書」にて、工事費の内訳等を補足資料としてお示しておりますので、併せてご確認ください。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章・別紙	節	細節1	細節2					
17	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(1)			事業費の構成	質問	「合理性に欠けた金額設定となっている場合は、別表の提案項目「1 - (3) 事業収支、経営リスクへの対応」において、要求水準未達と評価することがある」とありますが、利用料金按分率は、本項に基づき要求水準未達と評価されることはあっても、提案する按分率の大小によって評価点が変わることはないとの理解でよろしいでしょうか。	実質的な価格評価は事業費とベース単価で行うこととなりますが、利用料金按分率に関しては、ご提案いただいた事業費に基づき、自動計算で算出されるため、間接的に評価していることとなります。利用料金按分率の大小で一律に評価することはありませんが、計算の過程における経費と工事費の割合や口径別単価については、合理性に欠けると市が判断した場合は、要求水準未達と評価することがあります。
18	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	質問	(給水管接合替や鉛給水管の取替等の給水管整備、消火栓の設置に係るもの) は事業費に含まないとありますが、これらの設計費も含まないのでしょうか？モニタリング計画(案) の別紙1「設計業務の中に「給水管接合替の調整」とあるので、設計はこの事業費(設計委託費) の中で実施すると考えてよいのでしょうか？	特定事業に附随する業務(給水管接合替や鉛給水管の取替等の給水管整備、消火栓の設置に係るもの) に係る設計については、配水管更新工事に係る設計と一体で行われ、かつ不可分であるため、当該要する費用は、事業費の上限額3,750億円に含まれております。従いまして、当該特定事業附随業務に係る設計費は事業費に含めてご提案ください。
19	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	質問	この上限額を税抜に換算しても割り切れません。一般的に工事費は税抜で算出し、それに消費税を加算すると認識していますが、この上限額は工事費等の積み上げではないのでしょうか？また税込表示されている理由を教えてください。	事業費の上限額には工事費のみでなく、いわゆる会社運営等に係る経費も含んでおります。一部負担金の支払いは税込みで行うこと等から、表示は税込としております。
20	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	質問	運営権対価は、消費税別額で表記されておりますが、事業費は税込みとされている理由をご教示ください。事業運営期間が長期にわたり、消費税率が上がる可能性もある中、運営権者側ののみリスクテイクする合理的な事由あればご教示いただきたいです。	No.19の回答をご確認ください。 仮に、事業期間中に消費税率が変更された場合は、当該税率に見直すこととなります(運営権対価を除く)。
21	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	意見	工事費と経費が含まれているとありますが、もちろん工事費には施工業務以外に計画業務と設計業務も含まれているとの解釈でよろしいのでしょうか？上限事業費に含まれているもの、含まれていないものの区別を示していただきたいです。	事業費の上限額は工事費と経費を含んでおり、それぞれの内訳等に関しては、「募集要項」及び資格審査の申込者に開示しております「利用料金按分率計算書」をご確認ください。
22	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	質問	この上限額は V F M が反映された事業費でしょうか？その場合、採用された V F M 値は何% でしょうか？	事業費の上限額に関しては、直近の労務費等の動向や、民間で実施することを踏まえた効率的な業務運営に係る効果も反映しておりますが、算出根拠の開示予定はございません。公募の条件としてご理解ください。
23	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	質問	事業費上限額の算出根拠についてご提示ください。これまで開示頂いた資料を分析し、この上限額では事業を実施できないことが考えられます。	
24	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	質問	375,000,000,000円の積算根拠をご教示ください。	
25	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	質問	本事業では、開示資料により市が要望する口径別整備延長が示されており、それに口径別原単位を掛けることで事業費の上限額3750億円が算出されていると推定します。そこで、市が上限価格3750億円を設定した際に用いたの内訳(口径別の工事費、経費) を参考にしたいので開示していただけますでしょうか。	
26	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	質問	市が提案する事業費の上限額ですが、管路耐震化促進・緊急10 ヵ年計画(計画事業費1900億円、計画事業量1000km) を基に設定されたのでしょうか。事業費の算出方法を具体的にご教示下さい。	
27	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	質問	本事業は現在の管路の更新工事を倍速で行うという非常に難解な事業であると認識していますが、上限額375,000,000,000円(税込) は何を元に設定されたのでしょうか。算出根拠をご教授願います。	
28	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	意見	口径別原単位には経費が含まれるとありますが、その内水道局職員の費用は何% ぐらい含まれているかをご教示ください。	ご質問の趣旨が、事業費の上限額についてのことであれば、No.22の回答をご確認ください。
29	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	質問	この上限額には、運営権対価(25億円) や利用料金収受代行業務委託費(2.9億円×16年 = 46.4億円) など、運営権者が貴局に支払う費用も含まれているのでしょうか？	含まれております。
30	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	質問	「上記の事業費の上限額は工事費と経費を含んでおり、」と記載があるが、経費にはSPC本店の賃料も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	質問	「特定事業に附随する業務(給水管接合替や鉛給水管の取替等の給水管整備、消火栓の設置に係るもの) 」について、これらの費用はどのようにして算出するのでしょうか。これまで提供された資料で事業者側で算定するのでしょうか、それとも市から提示があるのでしょうか。	特定事業に附随する業務に係る市の負担に関しては、「公共施設等運営権実施契約書(案) 」をご確認ください。 実際に当該業務に要する費用規模については、「守秘義務対象資料(第一次、第二次) 」等を参考に、事業者側でご算出ください。
32	優先交渉権者 選定基準	13	別紙 1		(2)			事業費の上限額	意見	配水管の布設替えでは、開削工法と非開削工法では口径別原単位が異なると思われます。提示された表の数値はそれらを適切に考慮した値と理解してよろしいのでしょうか。	ご質問の趣旨が、口径別原単位についてのことであれば、No.52の回答をご確認ください。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章・別紙	節	細節 1	細節 2					
33	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			ベース単価の算定方法	質問	「ベース単価」「口径別原単位」「口径別単価」など、類似した表現が見られますが、それぞれの違いについてご提示ください。	価格評価にあたっては、複数の提案内容（事業費と配水管更新の内容）を合わせて比較できるよう、全体の事業費を口径別整備量（口径200mmの工事費単価（仕事量）を1.00と置く「口径別原単位」と整備延長により算出）で除したものを「ベース単価」と定義し、当該数値の大きさを評価を行うとしています。 一方で、「配水管の口径別単価」を各応募者からご提案いただくとしておりますが、当該単価は、事業期間中の利用料金や一部負担金の算定に用いるものとして各応募者の創意に基づき設定・提案していただくものであり、市が提示した「口径別原単位」を用いて算出するものではありません。 なお、「ベース単価」は、工事費に経費も含めた全体の事業費（No.21の回答を参照）を用いて算出しますが、「口径別単価」は経費を含みません。
34	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			口径別原単位に基づくベース単価	質問	このベース単価は、工事費に適合するもので、設計費ではないと考えてよいのでしょうか？または、設計施工含めたものと考えてのでしょうか？	
35	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			口径別原単位に基づくベース単価	質問	ベース単価は口径200mmの配水管布設替1kmあたりの工事費単価を指すとありますが、事業費単価の誤りではないでしょうか。	
36	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位に基づくベース単価	質問	ベース単価は、口径200mmの配水管布設替1キロメートル当たりの工事単価を指すとありますが（このベース単価を元に口径別単価と事業費を提案）、このベース単価には工事単価だけでなく、計画単価や設計単価も含んでいるのでしょうか？	
37	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			ベース単価の算出方法 の「口径別単価」	質問	念のために確認ですが、口径別単価＝運営権者が設定する200mmのベース単価（億円/km）×市が設定する口径別原単位（A）という計算でよろしいでしょうか？	
38	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位表	質問	口径別原単位を採用される意図・目的についてご教示ください。	
39	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位表	質問	口径別原単位については工事費のみに適用されますか、設計委託費も同様でしょうか	
40	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			ベース単価算出式	質問	ベース単価算出式では、事業費を整備量の総和で除しておりますが、（ 1 ）よりベース単価は工事費単価であると理解しております。そのため、事業費は工事費と経費を含んでいるのか、工事費のみを指すのかご教示ください。	ご理解のとおりです。 No.33の回答も併せてご確認ください。
41	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			ベース単価の算定方法	質問	口径別原単位（A）は、整備量（C）を算出するためのもので、口径別の工事費単価は事業者が作成する年度毎の更新計画による提案単価より算出され、口径別原単位とはリンクしないとの理解でよろしいでしょうか。	
42	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			ベース単価の算定方法	質問	配水管の布設替え延長はマッピング資料で把握できるが、撤去のみの延長が把握できません。開示資料が後日出てくるのでしょうか。	「守秘義務対象資料（第一次）」、「要求水準書（案）別添 1 - （ 2 ）キ、ク」を参考にご確認ください。
43	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			ベース単価の算定方法	質問	枝管及び幹線の布設替え路線計画（布設替え・撤去のみ）は開示して頂けるのでしょうか。	「守秘義務対象資料（第一次）」を参考にご確認ください。
44	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位表	質問	φ 125が表中にあるのはなぜでしょうか。（ これまでに開示された資料ではφ 125の管はありませんでした。 ）	表の作成過程において設定しておりましたが、実際の評価では使用しません。
45	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			口径別原単位に基づくベース単価	質問	布設替工事の口径200mmが単価1.00を基準としていますが布設替工事には基本撤去のみは無いと考えますが撤去のみの作業があると理解でよいのでしょうか。	配水管の統廃合等に伴い、不要と判断した配水管については、撤去することにより、要求水準として求める事業量に計上できることとしております。詳細は、「要求水準書（案）」をご確認ください。
46	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位に基づくベース単価	質問	布設替の定義（撤去のみとの違いは何があるのか等）をご教示ください。	布設替は、既設管撤去を含む配水管の更新を主な目的とする工事を行うのに必要な一連の業務、撤去のみは既設管撤去を主な目的とする工事を行うのに必要な一連の業務のことです。
47	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位表	質問	既設配水管が口径φ 50の場合の撤去に関する工事費の係数はどう考えますか。	ベース単価の算出に際し、「布設替」「撤去のみ」双方とも、口径φ 75以下の場合は、口径φ 75の口径別原単位を使用します。
48	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位表	質問	布設替には既設管撤去を含みますか。	布設替には、既設管の撤去を含んでいます。
49	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位表	質問	口径別原単位の布設替の値には撤去のみの値が含まれているという理解でよろしいでしょうか	ご質問の趣旨が、布設替には既設管撤去が含まれているか、ということであれば、布設替には既設管の撤去を含んでいます。 No.46の回答も併せてご確認ください。
50	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位表	質問	表記載の「撤去のみ」を行う場合も、募集要項 6 頁、 7（1）特定事業記載の「運営権者が実施しなければならない事業量1800km以上」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			ベース単価の算定方法	質問	口径別の整備量（C）の合計が1800km以上であれば、要求水準書（案） 4 頁、 5（1）記載の「運営権者が実施しなければならない事業量1800km以上」を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	整備量（C）は、運営権者が提案する口径別整備延長（B）に市の設定した原単位（A）を乗じて算出する仕事量であり、当該整備量が1,800以上となった場合であっても、要求水準として求める事業量1,800kmを達成していることにはなりません。口径別整備延長（B）の総和が1,800km以上の場合に、事業量の要求水準を満たしていることになります。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章・別紙	節	細節 1	細節 2					
52	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			口径別原単位に基づくベース単価	意見	一般的に開削（素掘り、建込矢板）によるもの（φ75～φ700程度）は適合できるものと考えますが、中大口径（φ800mm程度以上）についても適合できますか？工法が推進や内管挿入、シールド等で大きく異なると思われますがいかがでしょうか。	口径別原単位に関して、積算根拠の提示や、競争的対話にて、協議・見直しの対話を行うことは予定しておりません。公募の条件としてご理解ください。
53	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			口径別原単位に基づくベース単価	質問	口径200mmの工事費をベースに単価設定されていますが、この工事費は令和2年の直近の積算基準に基づく実績で算出されていると理解してよろしいでしょうか。それとも過去数年の実績値などを平均する等により算出されているのでしょうか。	
54	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			口径別原単位に基づくベース単価	質問	口径別原単位が市が把握する実績に基づき設定されているならば、本事業の対象路線の施工条件が、市が想定する範囲を外れると金額が大きく乖離することになります。市では各口径の原単位を決定する際に、本事業の施工条件を網羅して設定したということなのでしょうか。	
55	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			口径別原単位に基づくベース単価	質問	口径別原単位が市が把握する実績に基づき設定されているとのことですが、直近5年間では口径1100mm以上の工事発注実績は皆無のように見えます。大口径の口径別原単位はどのような根拠で設定したのか、考え方と根拠をご教示ください。	
56	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			口径別原単位に基づくベース単価	質問	口径別原単位を市が把握する実績に基づき設定する場合、過去実績値は現在価格に補正する必要がありますが、そういった点は考慮されているのでしょうか。考え方と根拠をご教示ください。	
57	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位に基づくベース単価	質問	口径別原単位（A）は、開削工法、推進工法等の比率によって影響を受けると考えます。大口径管の（A）の値は、施工を考慮して設定いただいたとの理解でよろしいでしょうか。	
58	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位に基づくベース単価	質問	口径別原単位（A）について、競争的対話において算出根拠をお示しいただくとともに、協議、見直し等の対話は可能でしょうか。	
59	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位表	質問	口径別原単位の値について、こういったデータを用いてどのように計算されたか、その計算方法をご教示ください。	
60	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位表	質問	口径別原単位の算出根拠をご教示願います。	
61	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位表	質問	市が把握する実績に基づいて整理されたとのことですが、当該表が算出するベース単価に大きく影響することから、市が求める上限額に収めるように精査するため、基にされた管路工事の概要（工法、延長、管種等）について公開をお願いします。	
62	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位表	質問	口径φ100とφ125、φ200とφ250、及びφ300とφ350の原単位が同じなのはなぜでしょうか？これら中間サイズに関しては、一口径ダウンサイジングしてもよいという意味でしょうか？	No.52の回答をご確認ください。 また、更新後の口径の決定については、「要求水準書（案）第3 - 3 - （3） - ア」の要求事項のとおりです。
63	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			ベース単価の算定方法	意見	大口径（φ700以上）に関しては、施工方法によって単価が異なります。水道局様の積算工法根拠を教えてください。	ご質問の趣旨が、口径別原単位についてのことであれば、No.52の回答をご確認ください。
64	優先交渉権者 選定基準	14	別紙 2		(1)			ベース単価の算定方法	意見	配水本管の口径600mm以上の施工については金額が非常に大きいのでPFIとしてもある程度の施工条件提示をしたほうが良いと考えます。	現時点では、口径別に工事の施工条件を提示する想定はありませんが、ご意見として承ります。
65	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位表	質問	口径200mmを基準としているため、適用工法は開削に限定すると考えて宜しいですか 大口径内管挿入や推進、シールド等は別途費用となるのでしょうか	ご質問の趣旨が、審査参加者が事業提案書において提案する事業費を算出する際に見込むべき工法についてのことであるならば、適用工法は開削に限定していません。非開削工法の適用も考慮されたくうえで事業費をご提案ください。
66	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(1)			口径別原単位表	意見	貴市が実績に基づき設定した工事費単価（仕事量）について、φ200mmに換算するための重み付けと理解しています。 例えばφ250mmがφ200mmに対して同等の1.00と規定されています。材料費（単価）も管の重量も25%以上両者には差があり、現実では明らかに全体仕事量は同一（同一単価）とはなりません。その他多くの欄で同一単価が散見されます。小数点第2位までシビアに単価の重み付けをしています、口径の違いによる影響度を非常に大まかに捉えていると思います。また最終的にベース単価計算においては小数点第5位の四捨五入と規定されていますが、少数点第2以下にはほとんど意味を持たないと推量します。ベース単価は小数点第2位以下の四捨五入で、小数点第1位まで求める事に変更してはいかがでしょうか？	原文のとおりとします。
67	優先交渉権者 選定基準	15	別紙 2		(2)			ベース単価の上限額	質問	ベース単価の上限額1.8910億円/km（税抜）の算出根拠をご教授願います。	ベース単価上限額の算出根拠に関しては、開示予定はありません。公募の条件としてご理解ください。

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章・別紙	節	細節 1	細節 2					
68	優先交渉権者 選定基準	16	別紙 3					テンプレート	意見	テンプレートを早期に提供いただきますようお願い致します。	資格審査の申込者にお示ししております。
69	優先交渉権者 選定基準	16	別紙 3					断水リスクの低い耐震管網を構築する路線選定の評価	質問	テンプレートですが、既設管路のデータが更新された最新ファイルが、資格審査後に別途提供されるとの理解でよろしいでしょうか。	
70	優先交渉権者 選定基準	16	別紙 3					断水リスクの低い耐震管路網を構築する路線選定の評価	質問	更新路線の選定にあたり市が別途提供するテンプレートは、いつ提供していただけますか。	
71	優先交渉権者 選定基準	16	別紙 3					断水リスクの低い耐震管路網を構築する路線選定の評価	質問	「断水リスクの低い耐震管路網の構築を達成する更新路線の選定にあたっては、市が別途提供するテンプレートを使用するものとする」とありますが、当該テンプレートの提供時期についてご教示ください。	
72	優先交渉権者 選定基準	16	別紙 3					断水リスクの低い耐震管路網を構築する路線選定の評価	質問	「市が別途提供するテンプレートを使用するものとする」とありますが、いつ提供されるのでしょうか。検討を進める為にも早急に提供をお願いします。	
73	優先交渉権者 選定基準	16	別紙 3					路線選定の評価	質問	断水リスクテンプレートはいついただけるのでしょうか。	
74	優先交渉権者 選定基準	16	別紙 3					断水リスクの低い耐震管路網を構築	質問	「市が別途提供するテンプレート」とありますが、具体的にどのような物ですか。	テンプレートについては、資格審査の申込者にお示ししておりますので、ご確認ください。
75	優先交渉権者 選定基準	16	別紙 3					断水リスクの低い耐震管路網を構築	質問	断水リスク得点とは簡単に算出できる物なのでしょうか。	
76	優先交渉権者 選定基準	16	別紙 3					断水リスクの低い耐震管路網を構築する路線選定の評価	意見	「断水リスクの低い耐震管路網の構築を達成する更新路線の選定にあたっては、市が別途提供するテンプレートを使用するものとする」とありますが、当該テンプレートへの質問機会を設けていただきたく、ご検討をお願いします。	当該テンプレートに対する質問は、競争的対話等の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
77	優先交渉権者 選定基準	16	別紙 3					断水リスクの低い耐震管路網を構築	質問	3441と579は何の数字なのか教えてください。	公募の条件としてご理解ください。
78	優先交渉権者 選定基準	16	別紙 3					断水リスクの低い耐震管路網を構築する路線選定の評価	質問	「市が別途提供するテンプレート」にて、断水リスク得点が算出されることになっているが、「開示資料 資料№4 断水リスク低減効果の定量指標」の「4-3_テンプレート【延長：R2.2末時点】」とは異なるものが。	「優先交渉権者選定基準 別紙 3」における「市が別途提供するテンプレート」は、「開示資料 資料No4 断水リスク低減効果の定量指標」の「4-3_テンプレート【延長：R2.2末時点】」を基に、内容変更や項目追加等を行い、断水リスク得点等を算出できるようしたものです。優先交渉権者の選定にあたっては、資格審査の申込者にお示ししているテンプレートを用いるものとします。
79	優先交渉権者 選定基準	16	別紙 3					路線選定の評価	質問	一部評価配点点数（ア12点 / 20点、イ8店 / 20点）が記載され提案すが他の項詳細目配点はないのでしょうか。	当該テンプレートを用いた配点はお示ししたとおりであり、ご質問の趣旨が、「別表 提案項目と評価の視点」であるならば、提案項目（小分類）の配点については、公表を予定しておりません。